

◎新潟県告示第366号

漁業法（昭和24年法律第267号）第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針を次のように定めたので、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

漁業法第32条第2項の規定に基づき新潟県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針

第1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第1において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
7割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置（生存個体の放流等）の実施の助言
9割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（くろまぐろの採捕を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

2 1の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

第1の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。